

産業技術連携推進会議ナノテクノロジー・材料部会

ガラス材料技術分科会運営要領

[名称]

第1条 本会は産業技術連携推進会議ナノテクノロジー・材料部会ガラス材料技術分科会（以下、分科会という）と称する。

[目的]

第2条 ガラス関連産業の振興および活性化を図るため、産総研と公設試関連機関が協力して、大学、国立研、民間企業を取り込み、産学官連携研究をおこなうなど、産業界の課題に対応できる産学官共同体制を確立することを目的とする。

[事業]

第3条 分科会は第2条の目的達成のため、下記の事業を行う。

- 一 総会の開催
- 二 情報交換、研究交流、技術講演会、共同研究、技術調査等の企画運営
- 三 その他、目的達成のために必要な事項

[構成]

第4条 分科会の会員は産業技術連携推進会議議員および議員の属する機関の職員で、登録を希望する者とする。また、外部参加者は、オブザーバーとして参加することができるものとする。

[登録・解除]

第5条 会員及びオブザーバーの登録は、分科会長に登録希望書を提出することによって行う。また、登録の解除を希望する者は、分科会長に登録解除希望書を提出することによって行う。

[分科会長]

第6条 分科会に分科会長および副分科会長をおく。

- (2) 分科会長は会員の互選により選出し、副分科会長は分科会長の指名による。
- (3) 分科会長は分科会の活動全体を総括する。
- (4) 副分科会長は分科会長を補佐し、会長不在時にはその職務の代行をする。

[総会]

第7条 総会は、年一回開催し、分科会長が招集、主宰する。ただし、必要があれば分科会長は随時招集することができる。

- (2) 総会は、会員から提案された事項について審議する。
- (3) 議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところとする。

[事務局]

第8条 分科会の事務局は、原則として、分科会長の所属機関に置く。

[その他]

第9条 この運営要領の改訂は、総会において出席会員の過半数で決定する。

この運営要領は、平成19年4月1日から適用する。